**ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議する**

2022年2月24日にはじまったロシアによるウクライナ侵攻は、国連憲章、国際法を踏みにじる明らかな侵略行為であり、理不尽な侵攻を受けているウクライナ国民は、ロシアにより悲惨な状況におかれ、すでに国外脱出者が250万人（3月11日現在）を超え、子供を含む犠牲者も増加しつつある。

国際連合総会緊急特別会合ではロシア非難が相次ぎ、3月2日、ウクライナからの即時撤退を求める決議案が141カ国の圧倒的多数の賛成で採択された。ロシアがウクライナの主権と人々の平和のうちに生存する権利を侵害したことは到底許されることのできない暴挙であり、ロシアは直ちに軍事作戦を中止し、ウクライナ領内から軍を早急に撤退させるべきである。

プーチン大統領は核兵器を誇示し、ロシアからの独立後、非核三原則を立法化し、ロシア時代に配備された核兵器を廃絶させたウクライナに対して核兵器の使用を示唆したと伝えられている。核兵器使用も含めた軍事行動で世界の諸国を威嚇したこの行為はロシア国民も含む全人類への挑戦である。核兵器禁止条約を発効させた国際世論もあるなかで、この無差別殺戮手段を誇示する恫喝行為は絶対に認められない。さらにロシア軍による原子力発電所の攻撃は、原発やダムなどへの攻撃を禁じたジュネーブ条約第１追加議定書に違反する暴挙であり、犯罪行為でもある。一方、チェルノブイリ原子力発電所と福島第一原子力発電所の廃炉にかかわる研究者は恒常的な研究交流を行っている。そこへの攻撃は、研究者との断絶や、現地の試・資料の逸失など、廃炉に関する研究活動の展望にとっても大きな打撃である。

地学団体研究会は、研究者自身が平和を守り戦争に反対すると同時に、第二次世界大戦の際の反省をもとに「科学・技術が他国への侵略の目的や戦争の準備のために使われないよう努力すること」を規約にも掲げている。世界各地で繰り返される軍事的支配や戦争・内戦に反対する世界の人々に連帯の意を表するとともに、今般のロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議し、ロシア軍のウクライナからの即時撤退と事態の平和的解決を求める。また、今回の紛争を契機として、特に欧米各国でウクライナに対する装備品・武器提供や軍備増強の強い動きが出ていることは憂慮すべきことである。日本においても、この期を利用しての非核三原則に関する乱暴な策動、とりわけ安倍元首相や右派保守政党の主張する周辺国からの攻撃を煽った「核共有」は、唯一の被爆国であり平和憲法を戦後75年に渡って堅持してきた私たちにとって、看過することはできない。日本国政府においては自衛隊装備品提供ではなく、食料や防寒着・医薬品などの非軍事支援に徹することも強く要望する。日本国政府には、あらためて憲法第九条と非核三原則を堅持することを強く求めるものである。

2022年3月22日

地学団体研究会全国運営委員会